

資料3

<p>成人</p>	<p>フランス</p> <p>長期滞在を許可された外国人は、共和国的価値観に関する市民教育の受講が義務付けられており、フランス語が不十分と判断された場合は、無償のフランス語研修を受講、「フランス語入門学力資格試験の合格を目指すこととされている</p>	<p>ドイツ</p> <p>長期滞在を許可された外国人で、最低限必要な程度のドイツ語ができない人には、言語学習（600時間）と、法制度などを学ぶ講習（100時間）が実施されている。講習参加者には財政支援があるが、一定の自己負担あり。</p>	<p>イギリス</p> <p>難民向け以外は存在していない。学習者が19歳以上の失業者などの条件を満たす場合は、政府の成人教育予算によって費用の全額が補助される。その他の場合は半額の補助。英語を話せない人は約77万人いるとされる。</p>
<p>子女</p>	<p>フランスに住む6～16歳には国籍に関係なく義務教育が保証されている。フランス語を母語としない子にはフランス語の集中指導を受けられる他、移民の子の場合には出身言語・文化についての教育も実施されている。</p>	<p>移民の子供に対する連邦共通の言語準備プログラムは用意されていない。教育は州の管轄だが、全州において国籍を問わずに就学義務があり、州ごとの取り組みとして、ドイツ語教育の提供などが行われている。</p>	<p>移民かどうかや居住権の有無にかかわらず、地域に住む義務教育年齢のすべての子どもに教育を受けさせる法的義務がある。</p>
<p>成人</p>	<p>カナダ</p> <p>移民向けの施策として、無償で言語訓練プログラムが実施される。受講者は一定のレベルに達した場合は、証明書を市民権申請に使用できる</p>	<p>韓国</p> <p>結婚による移住者らへの支援として、韓国語の教育提供がなされている。2009年からは受講・修了すると国籍取得の審査時間短縮が認められる。外国人労働者は「雇用許可制韓国語能力試験」に合格する必要がある、入国後に韓国語を含む20時間の就業教育、民間機関による教育機会提供もある</p>	
<p>子女</p>	<p>公費学校で英語指導の必要な子供を受け入れる場合、子供とその家族への支援、語学力や学力の評価などが教育委員会に義務付けられている。</p>	<p>初等中等教育の正規科目として、韓国語教育課程が設置された。韓国語能力の不足を理由に学校の編入学が困難な生徒を対象にする多文化予備学校の設置なども行われている</p>	

国立国会図書館「国政の論点 諸外国における外国人の教育」
（平成30年11月22日）の内容を要約

2023年5月25日 文教科学委員会 れいわ新選組 船後靖彦